

議案第 55 号

みやき町農業委員会の委員の定数条例の制定について

みやき町農業委員会の委員の定数条例を次のとおり定めるものとする。

平成 28 年 12 月 6 日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）が公布され、農業委員会の委員の選出方法の変更が行われたことに伴い、みやき町農業委員会の委員の定数条例を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町農業委員会の委員の定数条例

みやき町農業委員会の委員の定数条例(平成 17 年みやき町条例第 16 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、みやき町農業委員会の委員（以下「農業委員会の委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 農業委員会の委員の定数は、24 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の委員の定数については、なお従前の例による。

みやき町農業委員会の委員の定数条例に係る新旧対照表

改正後	改正前																					
<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)第8条第2項の規定に基づき、みやき町農業委員会の委員(以下「農業委員会の委員」という。)の定数を定めるものとする。</u></p> <p><u>(委員の定数)</u> <u>第2条 農業委員会の委員の定数は、24人とする。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の規定に基づき、みやき町農業委員会(以下「農業委員会」という。)の委員の定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき委員の定数を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定数)</u> <u>第2条 農業委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 選挙による委員の定数 18人</u> <u>(2) 選任委員の定数</u> <u>ア 農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員 3人</u> <u>イ 農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者のうちから町議会が推選した者 3人</u> <u>(選挙区及び定数)</u> <u>第3条 選挙による委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1070 2065 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 1070 1406 1129">選挙区</th> <th colspan="2" data-bbox="1406 1070 2065 1129">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 1129 1406 1278">第1選挙区</td> <td data-bbox="1406 1129 1727 1177">大字原古賀、大字簔原</td> <td data-bbox="1727 1129 2065 1177">9人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1177 1406 1278"></td> <td data-bbox="1406 1177 1727 1225">大字東尾、大字中津隈</td> <td data-bbox="1727 1177 2065 1225"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1225 1406 1278"></td> <td data-bbox="1406 1225 1727 1278">大字江口、大字白壁</td> <td data-bbox="1727 1225 2065 1278"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1278 1406 1422">第2選挙区</td> <td data-bbox="1406 1278 1727 1326">大字西島、大字坂口</td> <td data-bbox="1727 1278 2065 1326">9人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1326 1406 1422"></td> <td data-bbox="1406 1326 1727 1374">大字天建寺、大字市武</td> <td data-bbox="1727 1326 2065 1374"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1374 1406 1422"></td> <td data-bbox="1406 1374 1727 1422">大字寄人、大字東津</td> <td data-bbox="1727 1374 2065 1422"></td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	委員の定数		第1選挙区	大字原古賀、大字簔原	9人		大字東尾、大字中津隈			大字江口、大字白壁		第2選挙区	大字西島、大字坂口	9人		大字天建寺、大字市武			大字寄人、大字東津	
選挙区	委員の定数																					
第1選挙区	大字原古賀、大字簔原	9人																				
	大字東尾、大字中津隈																					
	大字江口、大字白壁																					
第2選挙区	大字西島、大字坂口	9人																				
	大字天建寺、大字市武																					
	大字寄人、大字東津																					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の委員の定数については、なお従前の例による。